

下風呂沖かれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針

平成 6 年 3 月 7 日 制 定

平成 2 7 年 1 1 月 9 日 一部改正

(目的)

第 1 この方針は、下風呂沖合海域において、ばばがれい等の採捕を目的として、この漁業を営む者の許可等の取扱いについて必要な事項を定める。

(許可の申請)

第 2 この漁業の許可を受けようとするものは、青森県海面漁業調整規則第 8 条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 1 所属漁業協同組合長の副申書
- 2 操業にあたって、許可の内容及び関係規則等に違反した場合は、ただちに操業を停止し、許可証を返納する旨の誓約書
- 3 使用漁具図（1 反の長さ、反数、立ち、いせを明確にしたもの）
- 4 事業計画書及び年間事業概要書
- 5 その他知事が必要と認めた書類

(操業区域)

第 3 操業区域は、次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

ア 北緯 4 1 度 3 0 . 9 9 分、東経 1 4 1 度 0 3 . 1 5 分

イ 北緯 4 1 度 3 1 . 1 2 分、東経 1 4 1 度 0 3 . 6 0 分

ウ 北緯 4 1 度 3 0 . 5 2 分、東経 1 4 1 度 0 5 . 0 8 分

エ 北緯 4 1 度 3 0 . 2 5 分、東経 1 4 1 度 0 5 . 0 8 分

- 2 前項の測地系は、世界測地系とする。
- 3 前項の測地系を日本測地系に返還し、使用する場合は知事の承認を得なければならぬ。

(許可の対象者)

第 4 許可の対象者は、下北郡風間浦村大字下風呂に住所を有する者とする。

(許可の対象漁船)

第 5 許可等の対象漁船は、下北郡風間浦村に根拠地を有する登録漁船とする。

(許可の対象隻数)

第 6 この漁業の許可の対象隻数は 2 1 隻以内とする。

(許可の有効期間)

第7 許可の有効期間は、12月15日から翌年4月15日までとする。

(操業期間)

第8 操業期間は、12月15日から翌年4月15日までとする。

(許可をしない場合等)

第9 この漁業の違反で処分を受けた者、またはその者と共同で申請した場合、許可しないことがある。

(制限又は条件)

第10 許可にあたっては、次の制限又は条件を付する。

- 1 施網できる漁具は1ケ統以内とし、1ケ統の長さは900メートル（1反あたり30間切りのもの20反）以内とする。
- 2 網の目合は3寸5分以上とし、重ね網を使用してはならない。
- 3 漁業監督吏員が、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業区域から敷設された漁具の撤去を命じたときは、これに従わなければならない
- 4 漁業監督吏員が、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養並びに漁業法の実施に関し必要と認めて、操業区域から敷設された漁具の撤去を命じたときは、これに従わなければならない

(許可証の交付)

第11 許可証は、第10の1、2の制限又は条件に違反していないこと、漁船及び漁具が適正なものであること並びに第12の漁獲成績報告書の提出が履行されていることを確認し、許可内容を指導のうえ交付する場合がある。

(漁獲成績報告書の提出)

第12 漁期終了後1ヶ月以内に漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

附則 この方針は、平成27年11月9日から施行する。